

対象事業資料

目次

- ・ 投票所等感染拡大防止対策事業…………… 1
- ・ 農林業者等緊急応援給付金…………… 2
- ・ 中小企業者等応援給付金…………… 3
- ・ 指定管理者への施設維持管理支援金…………… 4

投票所等感染拡大防止対策事業について

1 事業概要

選挙時の投票所及び開票所における感染症対策のため、衛生用品等を購入する。

2 事業対象（配置予定箇所）

- (1) 期日前投票所（島田市役所会議棟、島田市立金谷公民館、島田市役所川根支所）
- (2) 当日投票所（島田市立島田第一小学校屋内運動場ほか 29 箇所）
- (3) 開票所（島田市総合スポーツセンター又は島田市立看護専門学校屋内運動場）

3 実施期間

令和3年2月26日から令和3年3月31日まで

（ただし、予算繰り越しにより令和3年4月末頃に実施完了予定）

4 補正予算額

事業費：1,797 千円

交付金充当額：1,400 千円

一般財源： 397 千円

5 購入予定物品

フェイスシールド	356 個
アルコール（詰替用）	257 リットル
アルコールディスペンサー	43 台
乾電池	200 本
アルコールスプレーボトル	94 本
アルコールジェル	35 本
不織布マスク（選挙人用）	900 枚
使い捨て手袋	6,600 枚
除菌シート	7,000 枚
足マークシール（ソーシャルディスタンスシート）	350 枚
ペーパータオル	13,000 枚
衛生用品収納袋	35 袋

農林業者等緊急応援給付金について

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、静岡県内で新型コロナウイルス感染症の変異株感染者が確認され、静岡県により「感染拡大緊急警報」が発令されるなど、農林業者を取り巻く環境は、これまで以上に大変厳しい状況になっている。

そこで、住民生活に密着して地域の経済、食料の供給を担う大変重要な存在である農林業者の事業継続を支援するため、経営に大きな影響を受けた農林業者に速やかに給付金を交付する。

2 事業対象

(1) 対象事業者

市内に事業所を有する農林業者

(2) 対象要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- ・新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年12月又は令和3年1月の売上高が前年同月比30%以上減少していること。
- ・上記で対象となった月の前年同月の売上高が10万円以上であること。
- ・市内で6か月以上事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること。
- ・本交付を受けられるのは1回限り。

3 実施期間

令和3年2月12日から令和3年3月15日まで

4 給付金

100千円

5 補正予算額

事業費	:	10,017千円
交付金充当額	:	8,000千円
一般財源	:	2,017千円

本事業は、農林業者に対して、速やかに給付金を交付するため、予備費から10,000千円を流用し事業を実施することから、総事業費は20,017千円となる。

中小企業者等応援給付金について

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、静岡県内で新型コロナウイルス感染症の変異株感染者が確認され、静岡県により「感染拡大緊急警報」が発令されるなど、中小企業者を取り巻く環境は、これまで以上に大変厳しい状況になっている。

そこで、住民生活に密着して地域の経済、雇用を支える大変重要な存在である中小企業者の事業継続を支援するため、経営に大きな影響を受けた中小企業者に速やかに給付金を交付する。

2 事業対象

(1) 対象事業者

市内に事業所を有する中小企業者

(2) 対象要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- ・新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年12月又は令和3年1月の売上高が前年同月比30%以上減少していること。
- ・上記で対象となった月の前年同月の売上高が10万円以上であること。
- ・市内で6か月以上事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること。
- ・本交付を受けられるのは1回限り。

3 実施期間

令和3年2月12日から令和3年3月15日まで

4 給付金

100千円

5 補正予算額

事業費	: 110,126千円
交付金充当額	: 44,100千円
県交付金	: 55,000千円(新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金)
一般財源	: 11,026千円

本事業は、中小企業者に対して、速やかに給付金を交付するため、予備費から40,000千円を流用し事業を実施することから、総事業費は150,126千円となる。

指定管理者への施設維持管理支援金について

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症再拡大により影響を受けた指定管理者のうち、大井川流域周遊観光の拠点宿泊施設を管理運営している指定管理者に対して、施設維持管理支援金を支給し、持続的な営業継続を支援する。

2 対象指定管理者

- ・島田市川根温泉の指定管理者である(株)川根町温泉
- ・島田市川根温泉ホテルの指定管理者である大井川鐵道(株)

3 維持管理支援金事業の背景

- ・コロナ禍の中、公共宿泊施設である「川根温泉ふれあいコテージ」と「川根温泉ホテル」は感染症対策を万全に講じた上で、GoTo トラベル事業等のキャンペーンを最大限に活用して宿泊者を増やしてきた。
- ・GoTo トラベル事業は、令和2年12月28日から令和3年1月11日まで一時中止となり、その後、感染拡大地域に緊急事態宣言が発令されたため、更に令和3年2月7日まで延長された。
- ・GoTo トラベル事業再開の見通しは立っていない。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う全国的なトラベル事業の中止により、宿泊事業の収入を得る機会が失われた。

4 対象期間と要件

GoTo トラベル事業一時中止期間中（令和2年12月28日～令和3年1月31日）の予約分の内、対象施設の実営業期間中（臨時休業期間中は除く。）にキャンセルとなった宿泊料の一部を、公共施設維持管理支援金として支援するもの。

5 算出方法

上記対象期間と要件により、キャンセルとなった宿泊料損失額から一時中止に伴う国の支援額を差し引き、キャンセル棟数（室数）で割り戻した1棟（室）当たりの平均損失額を一律支援額として算出する。

- ・川根温泉ふれあいコテージ 1棟当たり 17,000円
- ・川根温泉ホテル 1室当たり 16,000円

6 支援金額

- ・(株)川根町温泉 2,839千円（うち交付金2,300千円 一般財源539千円）
- ・大井川鐵道(株) 3,584千円（うち交付金2,800千円 一般財源784千円）

7 補正予算額

6,423千円（うち交付金5,100千円 一般財源1,323千円）

